

状況確認シート（嘱託産業医初回訪問前）

実施済
未実施
不明

貴社が嘱託産業医の初回訪問日までに確認すべき項目を以下にまとめました。
労働安全衛生法により規定されている項目となりますので、正確にご回答下さい。
実施状況が不明な項目は『不明』とご回答ください。

段階	項目	チェック欄
体制準備 	社内の体制構築に関する確認事項	
	産業医の初回訪問日を迎えるまでに、安全衛生体制の事前確認をしましょう。 衛生管理規程は、就業規則と同様の扱いになる重要なものとなります。	
	・衛生管理規程を定めている。（参考：資料①）	
	・衛生管理規程を社内で周知している。	
	・社内に衛生管理者の資格を取得している者がいる。	
	・社内で衛生管理者を任命している。	
労基署対応 	労基署への届出に関する確認事項	
	原則、選任する事由が発生してから14日以内に選任届を提出する必要があります。 衛生管理者及び産業医の選任報告は、1枚の選任報告届出用紙で報告が可能です。	
	・選任報告届出用紙の印刷・必要事項の記載が完了している。（参考：資料③）	
	・選任報告届出用紙に選任した産業医の医師免許証を添付している。	
	・選任報告届出用紙に選任した産業医の産業医認定証もしくは、 労働衛生コンサルタント登録証を添付している。	
	・選任届を管轄の労基署へ提出している。	
訪問前 	安全・衛生委員会及び資料準備に関する確認事項	
	産業医の訪問時は多くの資料を使用することがあります。 保管することも義務付けられているので、必ず用意をしましょう。	
	・安全・衛生委員会を設置している。（参考：資料⑤）	
	・委員会メンバーの構成は基準（労使同数）を満たしている。	
	・安全衛生委員会の議事録雛形を用意している。	
・職場巡視チェックリストを用意している。		

初回訪問は事業場内の状況を産業医と共有することから始まります。
実施状況について正確にご回答頂くことで、現状における課題の抽出と改善策の検討が可能となります。産業医は貴社と連携しながら、安全衛生体制と一緒に構築していくパートナーです。気になることや不安なことがございましたら、お気軽にご相談ください。ご回答頂いた内容は、担当産業医へ共有させていただきます。